

## 新旧対照表

別紙 5 17

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>記載要領及び留意事項</b> <b>関 稅 法 関 係</b></p> <p style="text-align: center;"><b>認定手続開始通知書（輸出者用）(C-5610) 等</b></p> <p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(税関官署コード)」の文字</li> <li>・税関官署コード（2桁の英数字）</li> <li>・「(部門コード)」の文字</li> <li>・部門コード（2桁の数字）</li> </ul> <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税關 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始通知書（差出人用）(C-5612)</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）(C-5614)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書(C-5640)</b></p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>4年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5642)</b></p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>4年間</u>」と記載することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>記載要領及び留意事項</b> <b>関 稅 法 関 係</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書(C-5640)</b></p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>2年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5642)</b></p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>2年間</u>」と記載することができる。</p>

## 新旧対照表

別紙5 17

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>認定手続開始通知書（輸入者用）(C-5810) 等</b> 「連絡先」の欄には、以下を記載する。 ・「(税関官署コード)」の文字 ・税関官署コード（2桁の英数字） ・「(部門コード)」の文字 ・部門コード（2桁の数字）	<u>(新規)</u>
(記載例) (税関官署名) XXX 税關 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23	
なお、下記の通知書についても、同様とする。 ・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）(C-5811) ・認定手続開始通知書（名宛人用）(C-5812) ・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）(C-5813) ・認定手続開始通知書（権利者用）(C-5814) ・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）(C-5815) ・証拠・意見提出期限通知書（申立人用）(C-5819) ・証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）(C-5820)	
<b>輸入差止申立書（C-5840）</b> 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、 <u>4年</u> 以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>4年間</u> 」と記載することができる。	<b>輸入差止申立書（C-5840）</b> 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、 <u>2年</u> 以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>2年間</u> 」と記載することができる。
<b>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5842)</b>	<b>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5842)</b>
「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、 <u>4年</u> 以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>4年間</u> 」と記載することができる。	「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、 <u>2年</u> 以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>2年間</u> 」と記載することができる。

## 新旧対照表

別紙5 17

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>輸入差止情報提供書 (C-5866)</b></p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>4年間</u>」と記載することができる。</p>	<p><b>輸入差止情報提供書 (C-5866)</b></p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年</u>以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>2年間</u>」と記載することができる。</p>
<p><b>関税暫定措置法関係</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>関税暫定措置法関係</b></p> <p><b><u>軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿 (P 8020)</u></b></p> <p>「原料欄」の「糖分」欄には、糖分をしょ糖分として計算した重量の全重量に対する割合(%)を記載する。 特例申告貨物にあっては、「原料欄」の「輸入許可年月日」欄に特例申告の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書で併記する。 「製品欄」の「製品の種類、用途等」欄には、例えば、グルタミン酸については、医薬用又は食卓用等、酵母については、パン用、飼料用又はリボ核酸用等、リシンについては、医薬用又は飼料添加用等、耐火れんがについては、ドロマイトれんが又はけい石れんが等と記載する。</p>